

# 日本政策金融公庫の融資制度

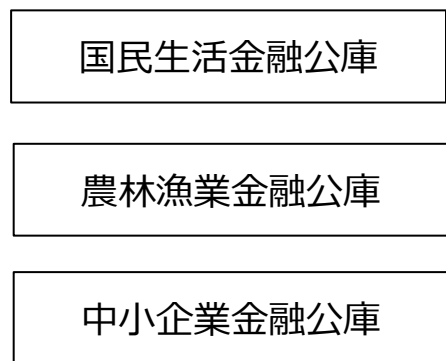
日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業

2024. 4. 17

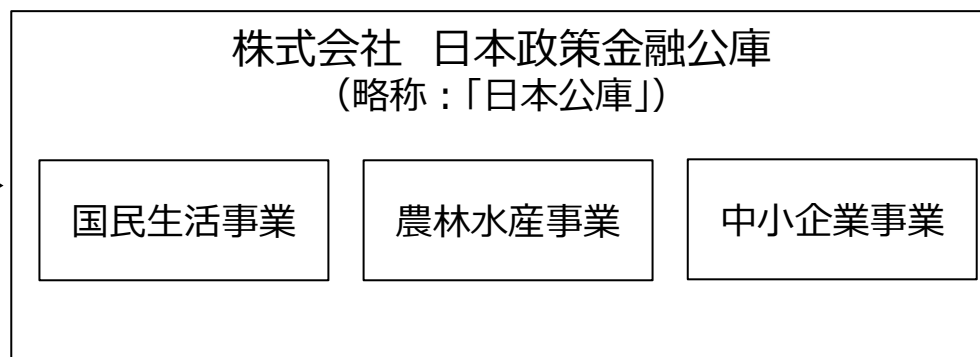
## ■ 日本政策金融公庫の概要 ～プロフィール①～

- ◆ 名称 株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- ◆ 設立 平成20年10月1日
- ◆ 組織 国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業等
- ◆ 職員数 7,436人（令和5年度予算定員）
- ◆ 支店 152支店

<平成20年9月30日以前>



<現在>



## ■ 日本政策金融公庫の概要 ～国民生活事業の特徴～

- ◆ 事業資金の融資先数は119万先にのぼり、小口の無担保融資が主体です。
- ◆ 融資先は小規模事業者が中心であり、約半数は個人企業です。
- ◆ 全国152支店においてさまざまな業種の皆さまにご利用いただいています。

### ■ 融資先数および1先あたりの平均融資残高（令和4年度末）

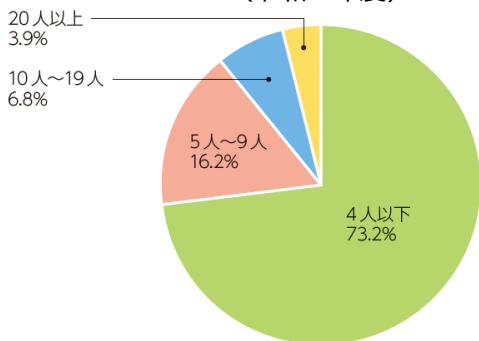
|                  | 国民生活事業 | 信用金庫<br>(254金庫) | 国内銀行<br>(132行) |
|------------------|--------|-----------------|----------------|
| 融資先数             | 119万先  | 125万先           | 222万先          |
| 1先あたりの<br>平均融資残高 | 935万円  | 4,318万円         | 1億775万円        |

- (注) 1 当事業の数値は、普通貸および生活衛生貸付の融資先の合計です。  
 2 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などをいいます。  
 3 信用金庫の数値は日本銀行「預金・貸出関連統計」における「総計」の数値を、国内銀行の数値は同統計における「中小企業」の数値をベースとし、個人向け（住宅、消費、納税資金など）、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を除いています。  
 4 信用金庫および国内銀行の融資先数は、日本銀行「預金・貸出関連統計」における貸出先数を計上しています。

(資料) 日本銀行ホームページ

### ■ 従業者規模別融資構成比（件数）

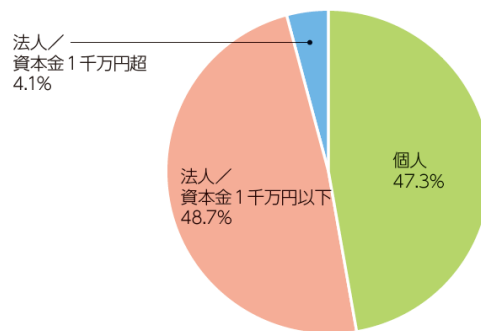
（令和4年度）



(注) 普通貸付及び生活衛生貸付（直接扱）の合計の内訳です。

### ■ 個人・法人別、資本金別融資構成比（件数）

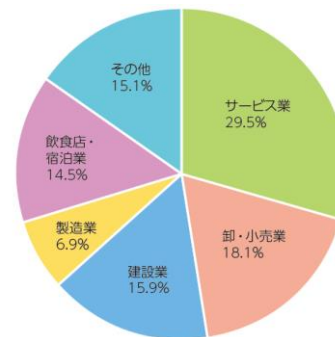
（令和4年度）



(注) 普通貸付（直接扱）及び生活衛生貸付（直接扱）の合計の内訳です。

### ■ 業種別融資構成比（件数）

（令和4年度末）



(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。

- 令和5年度補正予算成立に伴い、新規開業資金は主に次のとおり拡充されます。
  - ・ 運転資金のご返済期間は7年以内→10年以内、据置期間は設備資金・運転資金ともに2年以内→5年以内に拡充
  - ・ 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める女性の方の貸付利率を特別利率A(基準利率-0.4%)→特別利率B(基準利率-0.65%)に引下げ

## ≪ 新規開業資金の概要 ≫

|                       |  |               |  |
|-----------------------|--|---------------|--|
| ご利用いただける方             | 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方   |               |  |
| 融資限度額                 | 7,200万円<br>(うち運転資金4,800万円)   | ご返済期間         | 設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内><br>運転資金 (原則) 10年以内 <うち据置期間5年以内>  |
| 利率(年)                 | [基準利率]ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。<br>なお、ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」もご利用いただけます。   |               |  |
|                       | 1 女性の方、35歳未満または55歳以上の方<br>2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方<br>3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方<br>4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方<br>5 地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方<br>6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方 |               | [特別利率A]<br>ただし、<br>3に該当する方のうち女性の方は[特別利率B]、<br>35歳未満の方は[特別利率D]、<br>6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は[特別利率B] |
|                       | 7 デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方  |               | [特別利率B]  |
|                       | 8 デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方  |               | [特別利率C]  |
|                       | 9 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)   |               | [特別利率D]  |
| 10 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 |  | [特別利率A・B・C・D] |  |

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 2. ソーシャルビジネス支援資金の拡充

- 令和5年度補正予算成立に伴い、ソーシャルビジネス支援資金は次のとおり拡充されます。
  - ・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方であって、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方の貸付利率を特別利率A(基準利率-0.4%)→特別利率B(基準利率-0.65%)に引下げ

### 《ソーシャルビジネス支援資金の概要》

|           |   |                            |  |
|-----------|---|----------------------------|--|
| ご利用いただける方 | 1 NPO法人<br>2 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方<br>3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方 |                            |  |
| 融資限度額     | 7,200万円<br>(うち運転資金4,800万円)                                    | ご返済期間                      | 設備資金 20年以内 <うち据置期間2年以内><br>運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内>  |
| 利率(年)     | NPO法人   | 1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方   | [特別利率B]  |
|           |   | 2 認定NPO法人(特例認定NPO法人を含みます。) | [特別利率A]  |
|           |   | 3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方     | [特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B]<br>・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金<br>・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方 |
|           |   | 4 上記1～3に該当しない方             | [基準利率]   |
|           | NPO法人以外   | 1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方   | [特別利率B]  |
|           |   | 2 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方     | [特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B]<br>・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金<br>・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方 |

※各種融資制度とは別枠になります。

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

◆ 「海外展開・事業再編資金」の概要（国民生活事業）

|          |  |
|----------|--|
| 1 ご利用対象者 | <p>経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方</p> <p>1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること</p> <p>2 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること</p> <p>3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の（1）～（4）のいずれかに該当すること</p> <p>（1）取引先の海外進出に伴い、海外展開すること</p> <p>（2）原材料の供給事情により、海外進出すること</p> <p>（3）労働力不足により、海外進出すること</p> <p>（4）国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること</p> |
| 2 融資限度額  | 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）  |
| 3 ご返済期間  | <p>・設備資金 20年以内＜うち据置期間2年以内＞ ・運転資金 7年以内＜うち据置期間2年以内＞</p> <p>※海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、以下のとおりとなります。</p> <p>設備資金 20年以内＜うち据置期間5年以内＞ ・運転資金 10年以内＜うち据置期間5年以内＞</p>   |
| 4 お使いみち  | ・海外への直接投資 ・海外企業への生産委託 ・海外への販売強化（輸出）  |
| 5 利率     | <p>・基準利率。ただし、次の要件に該当する方については、特別利率が適用されます。</p> <p>1 日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う方</p> <p>2 海外直接投資を行う方であって、一定の要件を満たす方</p> <p>3 海外生産委託または海外販売強化を新たに行う方（開始後5年以内の方を含む。）</p> <p>4 「上記1（EPA/FTA）」に該当し、かつ、「上記3」に該当する方のうち、「新規輸出1万者支援プログラム」への登録を行っている方</p>   |

# 経営環境変化対応資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「経営環境変化対応資金」のご融資を通じて、社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るためのお手伝いをさせていただきます。

POINT  
1

売上減少など、業況が悪化している方が対象です

POINT  
2

ご融資限度額は4,800万円です

POINT  
3

運転資金のご返済期間は8年以内(うち据置期間3年以内)です

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

## 経営環境変化対応資金 概要

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>ご利用<br/>いただける方</p> | <p>社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方</p> <p>1 次の(1)から(8)までのいずれかの経営状況になっていること</p> <p>(1)最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べ 5%以上減少していること</p> <p>(2)最近 3 ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べ 5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること</p> <p>(3)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること</p> <p>(4)最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1 ヶ月以上悪化していること</p> <p>(5)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることまたは来すおそれのあること</p> <p>(6)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること</p> <p>(7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること</p> <p>(8)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上であること</p> <p>2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること</p> |
| <p>資金のお使いみち</p>       | <p>設備資金：社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金</p> <p>運転資金：経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金</p>   |
| <p>融資限度額</p>          | <p>4,800 万円</p>   |
| <p>ご返済期間</p>          | <p>設備資金：15 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p> <p>運転資金：8 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p>  |
| <p>利率(年)</p>          | <p>基準利率。ただし、[ご利用いただける方]の1(5)に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方は、特別利率Q。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方</li> <li>・ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方</li> </ul>   |
| <p>担保・保証人</p>         | <p>お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>  |

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

ホームページはこちらから

詳しくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、お近くの支店へお問い合わせください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業



# 賃上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む方にご利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

## POINT 1

雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある方が対象となります

## POINT 2

ご利用いただく融資制度に定める貸付利率から、利率が引下げとなります

## POINT 3

ご融資日から2年間、利率が引下げとなります

## 貸上げ貸付利率特例制度 概要

|               |   |
|---------------|---|
| ご利用<br>いただける方 | 新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2)<br>(注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。<br>(注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。 |
| 利率(年)         | 各融資制度に定める利率-0.5%(ご融資日から2年間)<br>(※)利率の下限は0.3%  |
| その他           | 上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。  |


※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

 **0120-154-505**

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

# 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」をお取り扱いしています。

POINT  
1

無担保・無保証人の融資制度です

POINT  
2

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象です

POINT  
3

ご融資額は 2,000 万円以内です

## 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>ご利用<br/>いただける方</p> | <p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方<br/>推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること</li> <li>2 原則として 6 ヶ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること</li> <li>3 最近 1 年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること</li> <li>4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること</li> <li>5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと</li> </ol> |
| <p>ご融資額</p>           | <p>2,000 万円以内</p>   |
| <p>ご返済期間</p>          | <p>設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内)<br/>         運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)</p>  |
| <p>利率(年)</p>          | <p>特別利率F</p>  |
| <p>担保・保証人</p>         | <p>無担保・無保証人</p>   |
| <p>イメージ</p>           | <div style="text-align: center;"> <pre>             graph LR             A[ご相談お申込] --&gt; B[商工会議所<br/>商工会]             B --&gt; C[日本政策金融公庫<br/>国民生活事業]             style B stroke-dasharray: 5 5             style C stroke-dasharray: 5 5             </pre> </div>  |

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

☎0120-154-505





※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



# 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本金性劣後ローン)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営改善や事業再生に取り組む方、スタートアップ企業等を対象に、財務体質強化を図るための「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」をお取り扱いしています。

## 新型コロナ対策資本金性劣後ローンの特徴

-  **期限一括償還、無担保・無保証人でご利用可能**  
⇒月々の元金返済がないため、中長期的な経営改善に取り組みやすくなります。
-  **ご融資後3年間の利率は一律0.50%、3年経過後の利率は業績連動**  
⇒赤字:0.50% 黒字:2.60%～2.95%の利率が適用されます。
-  **金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことが可能**  
⇒今後の資金調達の可能性が広がります。
-  **法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下のものを除く）に劣後**

## <制度概要>

| <p><b>ご利用いただける方</b></p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 下記②および③に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方<br/>※民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等であっても、経営革新等支援機関（認定支援機関）の経営支援を受けて事業計画を策定する方は対象となります</p> <p>② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む）または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業再生を図る方</p> <p>③ J-Startupプログラムに選定された方または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方</p>   |           |       |       |       |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
|-------------------------|---|-----------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <p><b>融資限度額</b></p>     | <p>7,200万円（別枠）</p>  |           |       |       |       |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
| <p><b>融資期間</b></p>      | <p>5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）</p>  |           |       |       |       |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
| <p><b>融資利率</b></p>      | <p>ご融資後3年間は0.50%。3年経過後は1年ごとに、直近決算の業績に応じて、見直し（※）<br/>（※）直近決算が黒字であっても金利負担により実態上赤字となる場合は0.50%</p> <table border="1" data-bbox="396 1657 1329 1798"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>5年1ヵ月</th> <th>7年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> | 税引後当期純利益額 | 5年1ヵ月 | 7年    | 10年   | 15年 | 20年 | 0円以上 | 2.60% | 2.60% | 2.60% | 2.70% | 2.95% | 0円未満 | 0.50% | 0.50% | 0.50% | 0.50% | 0.50% |
| 税引後当期純利益額               | 5年1ヵ月   | 7年        | 10年   | 15年   | 20年   |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
| 0円以上                    | 2.60%   | 2.60%     | 2.60% | 2.70% | 2.95% |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
| 0円未満                    | 0.50%   | 0.50%     | 0.50% | 0.50% | 0.50% |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
| <p><b>その他条件</b></p>     | <p>原則として、ご融資後5年間は期限前返済をいたしません<br/>ただし、ご融資後5年経過後は、手数料なしで期限前返済をいただけます</p>   |           |       |       |       |     |     |      |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |

## ご利用の流れ

### ①ご相談

- ✓ 制度の内容、必要書類、事業計画書の作成方法等についてご不明な点がございましたら、お近くの支店にお気軽にご相談ください

### ②お申込

- ✓ 公庫ホームページからお申込いただけます  
(ご郵送またはご来店によるお申込も可能です)

インターネット申込  
はこちら↓↓



- ✓ ご提出いただく主な書類は次のとおりです

- ① 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書含む）
- ② 最近の試算表（法人であって、決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
- ③ 事業計画書（新型コロナ対策資本性劣後ローン用）
- ④ 資金繰り表 等

事業計画書の  
記入例はこちら↓↓



※ご提出が難しい資料や、事業計画書のご作成にお悩みの場合  
は、ご相談ください（事業計画書については記入例も用意しています）

### ③ご面談

- ✓ 資金のお使いみちや事業の計画などについてお話を伺います  
※営業状況等のわかる資料等を追加でお願いする場合がございます
- ✓ 事業計画書等をさまざまな角度から検討し、融資の判断をいたします  
※審査の結果、本制度をご利用いただけない場合がございます

### ④ご融資

- ✓ ご融資決定後、支店にご来店いただき、ご契約いただきます
- ✓ ご契約手続完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします  
※毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結していただきます

### ⑤ご返済

- ✓ 元金のご返済は期限一括償還です（利息は毎月払）
- ✓ ご融資から3年経過後は、毎年の業績に応じて利率が決まります